

議事概要

会議の名称	第2回（仮称）三田市人と人との共生条例の策定に関する懇話会
開催の日時	令和2年7月17日（金）10時00分～11時30分
開催の場所	三田市役所本庁舎3階302会議室
出席した附属機関等の委員の名前	勝木洋子座長、石元清英副座長、玉木幸則委員、楊梓委員、神原文子委員、福島健太委員、大東真弓委員、入江貢委員
出席した庶務職員の職及び名前	（事務局） 入江福祉共生部長、岸本共生社会推進室長、中田人権推進課長、今中人権推進課係長、和田人権教育推進員、西尾行政管理室長、印藤市民協働室長、外岡学校教育部次長、谷口まちづくり協働センター所長、鶴障害福祉課長、山本学校教育課長
傍聴者の人数	2人
議題等	懇話会の概要説明と条例策定に向けて
会議の概要（結論等）	議事概要参照
公開・非公開の区分	公開
使用した資料	別紙のとおり
連絡先	福祉共生部共生社会推進室人権推進課 電話 079（559）5148

## 第2回（仮称）人と人との共生条例の策定に関する懇話会 議事録

### （室長）

定刻が参りましたので、第2回「（仮称）三田市人と人との共生条例の策定に関する懇話会」を開会いたします。私は、本日、司会を務めさせていただきます 福祉共生部 共生社会推進室 室長の岸本でございます。どうぞよろしくお願いいたします。委員の皆様には、公私共に大変お忙しい中、ご出席賜り誠にありがとうございます。

傍聴につきましては、「三田市附属機関等の会議の傍聴要綱」に基づき、2名の方が来られておりますことをご報告いたします。

本日の懇話会は、概ね11時30分を目途に終了したいと思いますので、皆様のご協力をお願いいたします。それでは、これからの議事の進行については、勝木座長にお願いいたしますので、どうぞよろしくお願いいたします。

### （座長）

皆さん、おはようございます。前回はオンライン会議で実施いたしまして、今日初めての顔合わせとなりました。どうぞよろしくお願い致します。事前に送付しております資料をお持ちでしょうか。次第に沿いまして進めていきます。まず、初めに条例制定に関する要望の概要とその対応方法について、事務局から説明をお願いします。

### （事務局）

【資料1】「条例策定に関する要望の概要とその対応方法について」を読み上げ。

### （座長）

今、事務局から説明をいただきました条例策定に関する要望の概要とその対応方法について何かご質問ございますか。特にないようですので、本日の議事に入っていきます。本日の懇話会の進め方及び今後の日程について、事務局から説明をお願いします。

### （事務局）

【資料2】「本日の懇話会の進め方及び今後の日程について」を読み上げ。

### （座長）

事務局から条例の理念を実現するために、必要と考えられるということに関して説明をいただきました。資料2、資料3に関して何かご質問はございますか。第1回懇話会が終了した際、事務局と打ち合わせをいたしました。条例を策定するにあたり、協議をする期間が短いという点、また多様な意見をいただきたいということで、ワークショップを提案いたしました。ポストイットを使用いたしますので、横の人とお話しをしながら書いてください。文章ではなく、単語（キーワード）で書いてください。ご記入いただく内容は、現状の課題や将来の展望、原因、意識、結果の事例などをお話ししながらご記入ください。それを11：

00過ぎまで記載していただいて、ある程度のアウトラインが見えたらなと思います。条例によっては、他都市を参考にできる事例がたくさんあるのですが、今回取り組んでいる条例に関しては、あまり参考事例がない。とてもユニークなものになっているところが特徴ではないかと思っています。委員の皆様は、それぞれの分野で専門家ですので、共通理解を持ちたいと考えています。それでよろしいでしょうか。また、各所属から代表して市の幹部がお越しですので皆さんにもワークショップに参加していただければと思います。そうしましたら、ポストイットの配布をお願いします。カテゴリー分けは、出てきたポストイットを見ながら、決めていきます。皆さんのご専門分野を超えた内容でも結構です。兵庫県の教職員組合が県内で実施したアンケートの内容をご紹介させていただくと、人権教育において取り上げている題材ということで、学校教育、特別支援学校で取り上げている中で、いじめ、インターネットによる人権侵害、障害者差別がベスト3。以下、戦争、平和、性差別、セクシュアルマイノリティ、こどもの権利条約、日本国憲法、高齢者問題、HIV感染者、ハンセン病、子どもの虐待、沖縄やアイヌへの差別、海外にルーツがある人への差別、部落差別、在日問題、そのようなことを学校教育に取り入れています。参考にしてください。

**（委員）**

単語だけでいいのですか。

**（座長）**

単語だけでわかりにくいようであれば、補助的に解説を書いてください。それでは、お願いします。

**（委員）**

提案ですけど、ある程度書いていったものから、貼り付けていってはどうですか。貼っていく中で、分類も見えてくるのではないのでしょうか。

**（座長）**

それでは、ある程度書かれた方から貼ってください。密にならないようにお願いします。

**（委員）**

ポストイットを貼られる際、口頭で説明を加えていただけないですか。

**（委員）**

1枚目を理念。この条例をどのような理念でつくるか。人権として平等は大事ではあるのだけれど、みんなが平等ではなく、力の弱い人を助けたい。例えば、災害を想定してほしい。子ども、高齢者、障害のある人が優先だと思う。2・3枚目を現状や課題、4枚目を解決策

（政策）で貼っていこうと思う。

**（委員）**

合理的配慮という言葉があります。

**（委員）**

人権、差別をどのように考えるのですか。誰もが加害者や被害者になる視点が大事です。また、私は、子どもの問題が一番軽視されているように思います。

**（座長）**

現状と課題のあたりに貼ってください。

**（委員）**

子どもの人権を尊重して欲しいし、子どもの意見表明権、子どもオンブズのような制度も欲しい。子どもの人権センターも欲しい。日本では、大人が子どもを差別している。子どもに差別を教えないで。人権侵害は犯罪だ。また理念としては、社会的排除の視点。政策の手前としては誰もが孤立しない。生きづらさは感じなくていい。相談者の救済、貧困対策、体罰禁止、暴力の禁止、どの子どもも助けてと言えること、一人親を差別しないで、様々な差別が絡み合っている複合差別への対応、ジェンダーギャップの点は、なぜ男女平等が実現しないのか。性別分業に気づくことが大事。差別を温存する現在の社会システムについて、誰もが気づくことが大事。理念、命と暮らしを守る。

**（委員）**

災害時における外国人に関するデマ。外国人へどのような支援が必要か。食（アレルギー）への配慮。ハラール対応。

**（委員）**

人権を尊重した避難所になっているのかどうか。

**（委員）**

女性への配慮。授乳室。日本人と同じ物資がもらえるか。路上生活者も避難所へ入ってもいいのか。コロナウイルスでは、外国人入所禁止というのがあった。外国人も地域住民という意識が必要。多文化理解や国際交流の機会を増やすことになると思う。多言語環境を作ること。言語の壁、心の壁は、よくある話。言語の壁は、多文化の環境を整備したり、心の壁は、相談所を作ったりします。川崎市では、ヘイトスピーチに関する条例があって、法的な罰則があります。

**（座長）**

今、お二人がカテゴリーの位置を示してくれたので、これからは、ポストイットを読み上げず、順に貼ってください。まとまらなくても大丈夫です。あとで、移動させることができるので、とりあえず貼って行ってください。また、模造紙に貼ってもらったポストイットを整理するのに委員の皆さまは、それぞれのカテゴリーに分散してください。

だいたい貼り終わりましたか。それでは、理念、現状・課題、展開、施策の4つに分かれた段階で、整理していきます。ある程度の流れになるのか、思いになるのか。政策の班には事務局に入ってもらいます。あとで、各グループから説明をお願いします。そうしましたら、最初に理念のグループから説明をお願いします。

**（委員）**

理念についてのグループです。大きな理念というものがたくさん出ました。差別・人権ってことを規定しなければならないし、「尊厳」とか「多様性」とかいろいろ大きなキーワードが出てきました。またもう一つ、具体的な理念として、例えば「社会モデルの普及」とか「個別から普遍性」とか「属性から市民性」という具体的な考え方、また、「合理的配慮が当たり前」ということで、合理的配慮とはどういうことなのか。とか、「自分も含めての課題」「すべての人が当事者」とか「いたわり」とか、みんなの問題であるということ。その中でも「弱者を優先する人権を」ということが出ました。このように、大きく2つに分けて整理してみました。

**（委員）**

現状・課題のグループです。目に見える差別と差別の根底にあるものの二つに分けました。目に見える差別から説明します。犯罪者であったりとか、障害者であったりとか、部落差別とか、情報の格差と貧困、大人の引きこもりも最近特に聞きます。女性と貧困の問題、子どもに対するいじめや差別、外国人への偏見、災害時では、要配慮者への差別も発生している。一方、目に見えない差別では、縦割り行政による弊害であったり、市長部局と教育委員会との関係性など行政内部における課題。地域社会では、同調圧力や無関心などがあげられます。目に見える差別は、これまでに取り組んできたわけですが、なぜこの差別がなくならないのかと考えるとき、一般市民がなくそうしていない。見て見ぬふりなど放置していたりとか、他人事のように思っていたり、自分に影響しそうな場合は、攻撃の対象としたりとか、人権侵害を温存する社会の仕組みがあるのではないのでしょうか。この部分が改善されないと個々の人権課題を解決しようとしても、解決されない。これらのことが見えてきました。

**（副座長）**

展開のグループです。現状・課題を受けて、解決をしていくために何をしていくのか。人権

を他人事と思っていることに対して、これをどう克服していくのか。インクルージョンへの正しい理解。若者の意識の把握。次に人権をどう語っていくのか。伝わらないと意味がないので、人権教育・啓発をただやれば良いというものではなく効果を生む工夫の大切さ。具体的には、暴力の禁止、体罰の禁止、大人が子どもを差別しないなど気づきの大切さ。また多様性を認め合おう。あとは、パラダイムシフトなど様々なキーワードが出ました。要するにどう気づいて、自分とどう関わりがあるのか。自分は何をしていくのか。この展開の流れが大事。

**（座長）**

最後に、政策のグループをお願いします。

**（委員）**

こちらでは、理念を推進していくため、課題を解消するための、条例に落とししていくための内容について考えました。目的を達成するための政策と実効性を担保するための政策に分けられます。目的を達成するための政策の中でも差別の内容によって、行われるべき政策があるのではないかと。外国人の方の問題であれば、多言語の環境をつくる。言葉の問題など生活支援策をあげるべきではとの意見となっています。

国際交流の機会を増やす、貧困対策、DVシェルターを増やす、孤立や生きづらさなどの社会的排除の対策。子ども主体の政策、オンブズマン制度、全体にかかわる問題で、生涯教育における人権教育。また、教育をする側に対しても教育をする必要があります。相談機関の充実では、ワンストップ、相談員をフォロー。専門家へのつなぎ。

実効性の担保ではヘイトスピーチの規定をきっちり入れる。子どもの関係の条例の策定。大きな意味で、センター機能や紛争解決のため斡旋システムをつくる（障害者差別）。「罰則」に関する意見もある一方、罰則ではなく、理解を進めるための取り組みが必要です。

「べき論」で進めていっても意味がない。「差別はいけないからやめよう」という話だけでは、解決にはいたらない。差別をする側の意識にアプローチをして、解消するための教育をしっかりと進めていくことが大切ではないか。差別をする側の意識の分析を書かせていただきました。

**（座長）**

長時間にわたりありがとうございました。理念から政策までのアウトラインが見えてきました。共通理解としては、「見えないことにしない」とか「見なかったことにしない」などきめ細かい視点が必要だとか、未来につなぐために、三田に生まれた子どもたちのためにとの思いがあった。

今回は、事務局に今日の内容をまとめていただいて、言い忘れたことがあれば事務局に連絡しておいていただきたい。今回は、これをもとにして漏れている点はないか、今までの政策

## 第2回（仮称）人と人との共生条例の策定に関する懇話会 議事録

との整合性かどうか。三田市としてのオリジナリティとはいったい何なのか。これらの点を考えていきたい。ではその他について、事務局からお願いします。

### **（事務局）**

次回の日程です。9月14日（月）午後2時から、キッピーモール6階で行います。今日はどうもありがとうございました。